

管理等が難しくなった組合員の茶園の管理を茶農協で行なってみませんか!? (茶農協でも茶園を借地できるようになりました!!)

これまで、法人が農地を持って農業経営を行うことができたのは、農業生産法人だけでしたが、平成21年12月に施行された改正農地法等により農業協同組合や農業生産法人でない株式会社等でも農業経営ができるようになりました。

茶農協が農業経営を始めるために必要な手続きは、次のとおりです。

◎必要な手続き

① 組合員の同意

農業経営を行うことについて、当該茶農協の正組合員の3分の2以上の書面による同意

② 定款の変更

定款に茶農協が行う事業として農業経営事業を記載し、総会での議決

③ 農業経営規程の整備

茶農協の農業経営規程を定め、総会での議決

④ 県知事への申請

農業経営規程の県知事による承認

※ 詳細については、島田市農業委員会事務局まで

【問い合わせ先】島田市農業委員会事務局 電話：36-7209

農地を相続したら届出を!!

平成21年12月15日に農地法の一部改正が施行されたことにより、農地法の許可不要で農地の権利を取得した場合(相続、時効取得、法人の合併・分割など)には、農業委員会への届出(農地法第3条の3第1項届出書)が義務付けられました。

農地を相続等した場合には、概ね10ヶ月以内に農業委員会へ届出をお願いします。

届出書については、農業委員会事務局(市役所 第2庁舎 2階)又は各支所の地域総合課に備え付けてあります。島田市のホームページ(URT: <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>)から、【農地法第3条3第1項届出書】の様式をダウンロードすることも出来ます。

なお、相続した農地について、自分では管理が出来なくて誰か借り手を捜して欲しいなどの希望がありましたら、農業委員会事務局までご相談ください。



◎届出が必要な場合

- ・農地の相続
- ・農地の時効取得
- ・農業法人の合併・分割 など

【提出・問い合わせ先】

島田市農業委員会事務局
電話：36-7209

農作業は安全運転で・・・!!

農作業による事故は相変わらず多く、全国で毎年400人近くの方が亡くなっています。茶の摘採・管理や稲の植え付け・刈り取りなどの農作業で農業機械を扱う場合には、事故を起こさないよう安全運転を心掛けましょう。

また、公道を通行する場合には、交通ルールを遵守しましょう。

所有農地は、管理しましょう！！

耕作放棄地は、農地集積に支障を来すだけでなく、周辺農地の発生を助長し、有害鳥獣の住処になるなど農業振興に悪影響を及ぼし、農村景観の悪化にもつながります。

農地法の規定に基づき、草刈や耕起などによって耕作放棄の解消が可能な農地は、所有者自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしましょう。

なお、農地を貸したい方は、農業委員会にご相談ください。

農地法第二条の二(農地について権利を有する者の責務)

農地の所有者や賃借している人は、農地を適正かつ効率的に利用しなければならない。

市内の耕作放棄地の面積は、現在 9.5ha です。これは、農業者の高齢化や相続により取得した非農家が管理できないことが主因と考えられます。

農業委員会では、こうした農地の所有者や管理者へ事情を確認し、耕作の再開や草刈等の自主解消を指導しています。自主解消が困難な場合は、担い手への貸し借りのあっせんや市民農園等の活用、又は補助制度による再生利用の取組みなどを行っております。

農地の利用で相談やお困りの場合は、農業委員会にご相談願います。

【問い合わせ先】島田市農業委員会事務局 電話：36-7209

農産物や茶を安心して出荷できるよう、農業者や茶商が行なう 放射性物質 自主検査費用の一部を補助します

○対象者

- ① 市内に住所を有する農業者
- ② 市内に主たる事務所を有する農業生産法人、荒茶生産組織、荒茶生産を行う農業協同組合、農事組合法人、持分会社若しくは株式会社又は農業者が共同で荒茶の生産を行う団体
- ③ 市内に主たる事務所を有する茶商

○対象検査

ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法による検査(検査項目/放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137)

※平成 23 年 6 月 1 日以降の検査から対象

○対象農産物など

支給の対象者が自ら生産を行う農産物および茶(加工したものを含む)

○支援金の額

放射性物質検査に要した経費の内、農産物など 1 品目につき、1 回を検査対象
限度額 10,000 円

○申込み・問い合わせ先

茶/お茶がんばる課(電話：46-5623)へ

茶以外の農作物は/農林課(電話：36-7168)へ

